

第4 災害等により被保険者記録が滅失した場合における訂正処理基準・要領

1 訂正処理基準

次の全ての要件に該当する事案であること。

- (1) 申立てのあった厚生年金保険の資格取得年月日、資格喪失年月日、標準報酬月額及び被保険者種別(以下「被保険者期間等」という。)について、年金事務所等において保管する厚生年金保険の被保険者名簿(以下「紙台帳」という。)が火災、地震、風水害又は戦災等(以下「災害等」という。)によって滅失若しくは棄損しているもの又は不鮮明であるもので、資格記録等が確認できないもの
- (2) 申立てのあった被保険者期間等について、複製された台帳等で記録事項が整備されていないと認められるもの(仮台帳、戦災で消滅した台帳等を含む。)
- (3) 申立てのあった被保険者期間等が、災害等の発生年月以前のもの

2 訂正処理要領

次の(1)又は(2)に基づき記録の訂正を行うこと。

(1) 資格記録

次のア及びイからオまでのいずれかの要件に該当する場合は、被保険者であったと推定すること

ア 在職期間中において、当該事業所が事業所名簿又は厚生年金被保険者番号払出簿により適用事業所であることが確認できる場合

イ 事業所保管の標準報酬月額の随時改定又は定時決定の確認通知書等により、当該事業所の被保険者であったことが確認できる場合(在職証明は、被保険者であったことが確認できないため不可。)

ウ はじめて被保険者となった事業所における資格期間が不明確である場合で、被保険者証又は厚生年金被保険者番号払出簿により、資格取得年月日及び台帳記号番号が確認できる場合

エ 申立人又は適用事業所が保管していた給与明細書等(適用事業所が発行した源泉徴収票等も含む。)により、当該事業所の被保険者であったことが確認できる場合

オ 年金事務所等に保管されている照会申出書等により、当該期間に被保険者であったことが確認できる場合

(2) 被保険者期間等

被保険者期間等の訂正については、年金事務所等に保管されている、事業所の適用年月日又は全喪年月日に係る保険者資料(以下「保」という。)と申立人が申立てしている年月日又は標準報酬月額(以下「本」という。)を比較して、次のアからエまでにより認定を行うこと

ただし、資格取得年月日、資格喪失年月日又は標準報酬月額の訂正に当たっては、同僚に係る記録等が存在する場合には、それらを勘案して総合的に判断すること

ア 資格取得年月日

次の(ア)又は(イ)のいずれかの資格取得年月日とすること

(ア) 新規適用年月日が旧台帳、その他の台帳及び適用事業所名簿により確認できる場合は、次の i 又は ii のいずれかの資格取得年月日とすること

i 「保」新規適用年月日より「本」申立年月日が後である場合は、「本」申立年月日を資格取得年月日とすること

ii 「保」新規適用年月日より「本」申立年月日が前である場合は、「保」新規適用年月日を資格取得年月日とすること

(イ) 「保」新規適用年月日が不明な場合は、「本」申立年月日を資格取得年月日とすること

イ 資格喪失年月日

次の(ア)から(ウ)までのいずれかの資格喪失年月日とすること

- (ア) 全喪年月日が旧台帳その他の台帳、適用事業所名簿により確認できる場合は、次の i 又は ii のいずれかの資格喪失年月日とすること
 - i 「保」全喪年月日より「本」申立年月日が後である場合は、「保」全喪年月日を資格喪失年月日とすること
 - ii 「保」全喪年月日より「本」申立年月日が前である場合は、「本」申立年月日を資格喪失年月日とすること
- (イ) 年金事務所等の災害等により記録が滅失した場合は、次の i から iii のいずれかの資格喪失年月日とすること
 - i 災害等の年月日より「本」申立年月日が後である場合は、災害等年月日を資格喪失年月日とすること
 - ii 災害等の年月日より「本」申立年月日が前である場合は、「本」申立年月日を資格喪失年月日とすること
 - iii 災害等の年月日が不明の場合は、「本」申立年月日を資格喪失年月日とすること
- (ウ) 旧台帳又はその他の台帳が戦災で消滅した場合又は戦災で消滅した台帳記録について適用事業所からの資料等により複製されているものの、それにより全喪年月日が確認できない場合は、「保」全喪年月日を昭和 20 年8月 31 日とし、次の i 又は ii のいずれかの資格喪失年月日とすること
 - i 昭和 20 年8月 31 日より「本」申立年月日が後である場合は、昭和 20 年8月 31 日を資格喪失年月日とすること
 - ii 昭和 20 年8月 31 日より「本」申立年月日が前である場合は、「本」申立年月日を資格喪失年月日とすること
- (エ) 2の(2)のイの(イ)又は(ウ)に該当せず、全喪年月日が不明な場合は、「本」申立年月日を資格喪失年月日とすること

ウ 標準報酬月額

標準報酬月額を旧台帳又はその他の台帳により確認できない場合は、確認できる前後の月の標準報酬月額の合計を2で除した額を報酬月額として標準報酬月額を認定すること(法令の範囲内の額に限る。)

なお、確認できる前後の月の標準報酬月額がない場合は、「本」標準報酬月額とすること(法令の範囲内の額に限る。)

エ 被保険者種別

年金事務所等に保管する資料により確認された最終種別をもって、以降の記録とすること

なお、確認されていない場合は、1種(男性)又は2種(女性)とすること